

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 の 要 旨
事務局	<p>只今から令和3年第2回留寿都村農業委員会総会を開会致します。直ちに会議に入ります。本日の出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、総会を開会いたします。開会に当たりまして、[]よりご挨拶をお願いします。</p>
議 長	<p>(挨拶)</p> <p>日程1、議事録署名委員の指名については、会議規則第9条の規定に基づき[]、[]を指名します。これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、決定いたします。</p> <p>日程2、会期の決定については本日1日限りとしたいが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定します。</p> <p>日程3、議案第1号について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号につきましては、農地等に係る意見価格についてとなっております。議案の3頁をご覧ください。</p> <p>本件は、毎年税務署より求められている地価事情精通者の意見価格についてであります。</p> <p>評定基準日については、令和3年1月1日時点となっております。</p> <p>所在・位置につきましては、昨年度と同じ場所になります。村内3か所、田、畑、山林から抽出されています。</p> <p>位置図につきましては、4頁から6頁に添付しております。</p> <p>それでは、番号順に説明いたします。</p> <p>No.1、[]、地目は公簿・現況共に「田」、面積は[]、所有者は[]、10a当り[]。</p> <p>当該地については、これまで田としての取引実績がないことから、近傍価格で[]程度が相当と判断してきた経過がございますので、今回も[]で提案するものであります。</p> <p>No.2、[]、公簿・現況共に「畑」、面積は[]、所有者は[]、10a当り[]で、前回同額です。</p>

	<p>No.3、[REDACTED]、公簿・現況共に「山林」、面積は[REDACTED]、所有者は[REDACTED]、10a当り[REDACTED]でこれも前回同額です。説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。この件に関しまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。</p> <p>なければ、議案第1号について、原案どおり決定してよろしいか。 （「異議なし」の声あり）</p> <p>それでは、原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程4、議案第2号について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号につきましては、農用地利用集積計画案の決定についてとなっており、所有権移転の案件が1件、賃貸借の案件が1件となっております。</p> <p>議案については、7頁から14頁、また別添配布資料の1頁から2頁には案件に係る調査書を載せておりますので、併せてご覧ください。</p> <p>それでは議案11頁をご覧ください。No.1の案件について説明いたします。</p> <p>受け手は、[REDACTED]、[REDACTED]。出し手は、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。所在は[REDACTED]。面積は[REDACTED]。現況地目は畑となっております。</p> <p>対価は[REDACTED]。単価は10a当たり[REDACTED]。支払い期限は、[REDACTED]となっております。図面は13頁のとおりです。</p> <p>本件につきましては、[REDACTED]に[REDACTED]を担当委員として集積会議を行い、双方合意したところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>担当委員より補足説明がありましたらお願いします。</p>
[REDACTED]	<p>出し手から担当委員に委任されていましたが、対価や支払い期限については会議中に電話で確認しました。受け手の希望と農業委員会の調整案が近かったことからこの価格になりました。</p>
議 長	<p>この件に関しまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。 （なしの声）</p> <p>それではお諮りします、No.1について、原案どおり決定してよろし</p>

	<p>いか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、No.1を原案どおり決定いたします。</p> <p>次の案件に入る前に、関連する委員がおりますので暫時休憩といたします。(██████退室)</p> <p>それではNo.2について、事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案12頁をご覧ください。No.2について説明いたします。</p> <p>借主は、██████、██████。貸主は、██████、██████。所在は██████。面積は██████。現況地目は畑となっております。</p> <p>賃借料は、██████。10a当たり██████。期間は██████で、██████までとなっております。図面は14頁のとおりです。</p> <p>本件については、██████に██████を担当委員として集積会議を行い、双方合意したところであります。説明は以上です。</p>
議長	<p>担当委員より補足説明がありましたらお願いします。</p>
██████	<p>賃貸借の終期については、出し手受け手が同じ契約が他にあったので、そちらと合わせました。</p>
議長	<p>この件に関しまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。</p>
██████	<p>今まで誰かが借りていた土地ですか。</p>
事務局	<p>今まで自己で耕作していた土地ですので、新規の案件です。</p>
議長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それではお諮りします、No.2について、原案どおり決定してよろしいか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、No.2を原案どおり決定いたします。</p> <p>暫時休憩といたします。</p> <p>(██████入室)</p>

	<p>続きまして、日程5、議案第3号について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号につきましては、農地法第5条の規定による許可申請についてとなっております。議案の16頁をご覧ください。</p> <p>貸主、[REDACTED]、[REDACTED]。借主、[REDACTED]、[REDACTED]。所在は、[REDACTED]。面積は[REDACTED]。地目は公簿については一部原野であります。現況は共に畑です。</p> <p>図面については、17頁に申請地の位置、18頁に現況地目、19頁及び20頁に転用に係る詳細な図面を載せております。</p> <p>次に配布資料をご覧いただきたいのですが、3頁から4頁には農業委員会から村へ提出する当該申請に係る意見書案を載せております。また5頁から8頁には当該申請に係る審査表を載せておりますので、後ほどご確認いただければと思います。</p> <p>それでは配布資料の4頁にお戻りいただきまして、総合意見の部分について説明させていただきます。</p> <p>当該申請地は、農業振興地域の農用地区域内の農地であることから、原則転用はできないこととなっておりますが、一時的な利用であって、代替性が無く、農業振興地域整備計画への支障が無い場合には例外として転用が認められます。</p> <p>借主については、既に本村で発電用風車建設事業に着手しており、当該事業に係る資材置き場の設置を目的として申請があったところですが、当該申請は、3年以内に農地へ復元される一時的な転用であり、盛土が伴いますが、養生シートを敷いた上に盛土するものであり、原状復帰時には、盛土は有効活用する場所へ運搬し、養生シートをはがすこととなるため、農地の区画形質の変更等を行わないものであります。</p> <p>用地選定について、巨大な風車機材を管理できる、[REDACTED]から建設地に至るまでの道路沿いかつ平坦で高低差が少ない土地は申請地以外には存在しないため、用地選定に代替性はないものと認められます。</p> <p>また、資金計画、既に風力発電の工事が始まっていることから申請に係る用途に供されることは確実であり、周辺の農地等への被害防除措置についても適正であると認められ、村の農業振興地域整備計画達成にも支障を及ぼすおそれはないと思われることから、本申請は許可相当と判断されます。</p> <p>なお、現地確認につきましては、申請前ではありましたが、早くか</p>

	<p>ら相談があったことから、[]に地区担当として[]、隣接委員として[]、加えて[]、[]の4名により実施しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>担当委員より補足説明がありましたらお願いします。</p>
[]	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>この件に関しまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。 (なしの声)</p> <p>それではお諮りします、議案第3号につきまして、原案どおり決定してよろしいか。 (異議なしの声)</p> <p>それでは、原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程6、決議第1号について、事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>決議第1号につきましては、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議となっております。議案の22頁をご覧ください。</p> <p>本件につきましては、令和元年10月以降に連続して発生した農業委員の不祥事を受け、全国農業委員会会長代表者集会において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議」が実施され、当該決議の趣旨に則り、留寿都村農業委員会においても申し合わせ決議を実施するところ です。</p> <p>申し合わせ事項としては、1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。となっております。</p> <p>なお、1の議事参与の制限とは、農業委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参加できないという趣旨の規定であります。また議事録については、事務局にて定期的に村のホームページに掲載しております。</p> <p>委員各位においては当該事項を遵守の上職務にあたっていただきたく、決議のほどよろしくお願ひいたします。</p>

議 長	<p>この件に関しまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。 (なしの声)</p> <p>決議第1号について、原案どおり決定してよろしいか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>それでは原案どおり決定といたします。</p> <p>本日、予定した案件は全て終了いたしました。皆さんから何がございせんか。(特になしの声)</p> <p>それでは、事務局から諸般の報告を願います</p>
事務局	<p>諸般の報告をいたします。 (資料を基に報告)</p>
議 長	<p>その他、なければ以上をもちまして、令和3年第2回留寿都村農業委員会総会を終了いたします。</p>
	<p>以上、議事録をもって顛末とする。</p> <p>閉 会 午後2時00分</p> <p>議 長</p> <p>議事録署名委員</p> <p>議事録署名委員</p>